

倉吉市水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年4月1日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市水道事業会計規程の一部を改正する規程

(倉吉市水道事業会計規程の一部改正)

第1条 倉吉市水道事業会計規程(昭和43年倉吉市水道事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下「移動後条等」という。)が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等(以下「削除号」という。)を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等(以下「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>倉吉市上下水道局会計規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号。以下「施行規則」という。)</p> <p>第2条第1項の規定に基づき、<u>倉吉市水道事業及び下水道事業</u>(以下「<u>公営企業</u>」という。)の会計事務の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(企業出納員及び現金取扱員)</p> <p>第2条 <u>上下水道局</u>に企業出納員及び現金取扱員を置く。</p> <p>2 企業出納員は、業務課長、<u>業務課経営係長</u>その他<u>公営企業</u>の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が指定した職員をもって充てる。</p> <p>3 業務課長である企業出納員に事故があるとき又は欠けたときは、<u>業務課経営係長</u>である企業出納員がその職務を行う。</p> <p>4 現金取扱員1人が1日に取り扱うことのできる現金の限度額は、<u>250万円</u>とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、この金額を超えて取り扱わせることができる。</p>	<p style="text-align: center;"><u>倉吉市水道事業会計規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号。以下「施行規則」という。)</p> <p>第2条第1項の規定に基づき、倉吉市水道事業(以下「<u>水道事業</u>」という。)の会計事務の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(企業出納員)</p> <p>第2条 <u>水道事業</u>に企業出納員及び現金取扱員を置く。</p> <p>2 企業出納員は、業務課長、<u>業務課総務係長</u>その他管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が指定した職員をもって充てる。</p> <p>3 業務課長である企業出納員に事故があるとき又は欠けたときは、<u>業務課総務係長</u>である企業出納員がその職務を行う。</p> <p>4 現金取扱員1人が1日に取り扱うことのできる現金の限度額は、<u>次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定める額</u>とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、この金額を超えて取り扱わせることができる。</p> <p>(1) <u>水道料金</u> 50万円</p>

(企業出納員等への事務の委任)

第2条の2 略

2 管理者は、水道料金、下水道使用料その他の収入の収納に関する事務を現金取扱員に委任する。

(金融機関の出納事務取扱)

第4条 管理者は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第27条ただし書の規定により、公営企業の業務に係る公金の出納事務の一部を市長の同意を得て指定した金融機関に取り扱わせるものとする。

2 出納事務の一部を取り扱わせる金融機関のうち、収納及び支払事務の一部を取り扱わせるものを倉吉市上下水道局出納取扱金融機関（以下「出納取扱金融機関」という。）とし、収納事務の一部を取り扱わせるものを倉吉市上下水道局収納取扱金融機関（以下「収納取扱金融機関」という。）とする。

(会計伝票の発行)

第5条 公営企業に係る取引については、その取引の発生の都度、証拠となるべき書類に基づいて会計伝票を発行するものとする。

(帳簿の備付け)

第9条 公営企業に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、次の会計帳簿（当該帳簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下「帳簿」という。）を備える。

(1)～(10) 略

(勘定科目)

第13条 公営企業の経理は、収益勘定、費用勘定、資産勘定、資本勘定及び負債勘定に区分して行い、各勘定は、別表に定める勘定科目に区分して整理する。ただし、必要に応じて整理勘定を設けて整理することができる。

(収入の調定)

第14条 主管課長（上下水道局の課長をいう。以下同じ。）は、収入の調定をしようとするときは、収入の根拠、所属年度、収入科目、納入すべき金額、納入義務者等を明らかにし、業務課長に合議の上、決裁を受けなければならない。

(2) その他の収納金 200万円

(企業出納員等への事務の委任)

第2条の2 略

2 管理者は、水道料金、加入金、手数料その他の収入の収納に関する事務を現金取扱員に委任する。

(金融機関の出納事務取扱)

第4条 管理者は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第27条ただし書の規定により、水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を市長の同意を得て指定した金融機関に取り扱わせるものとする。

2 出納事務の一部を取り扱わせる金融機関のうち、収納及び支払事務の一部を取り扱わせるものを倉吉市水道事業出納取扱金融機関（以下「出納取扱金融機関」という。）とし、収納事務の一部を取り扱わせるものを倉吉市水道事業収納取扱金融機関（以下「収納取扱金融機関」という。）とする。

(会計伝票の発行)

第5条 水道事業に係る取引については、その取引の発生の都度、証拠となるべき書類に基づいて会計伝票を発行するものとする。

(帳簿の備付け)

第9条 水道事業に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、次の会計帳簿（当該帳簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下「帳簿」という。）を備える。

(1)～(10) 略

(勘定科目)

第13条 水道事業の経理は、収益勘定、費用勘定、資産勘定、負債勘定及び資本勘定に区分して行い、各勘定は、別表に定める勘定科目に区分して整理する。ただし、必要に応じて整理勘定を設けて整理することができる。

(収入の調定)

第14条 主管課長（水道局の課長をいう。以下同じ。）は、収入の調定をしようとするときは、収入の根拠、所属年度、収入科目、納入すべき金額、納入義務者等を明らかにし、業務課長に合議の上、決裁を受けなければならない。

2及び3 略

(納入通知書の送付)

第15条 略

2 略

3 第17条の規定による口座振替の申込みをした納入義務者に対しては、納入に関して記載すべき事項を記録した電磁的記録又は水道料金等口座振替通知書を出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関(以下「出納取扱金融機関等」という。)に送付することにより、納入の通知に代えるものとする。

(領収書の交付)

第18条 企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関等及び法第33条の2の規定に基づき公営企業の業務に係る公金の収納の事務を受託している者(以下「収納事務受託者」という。)は、収入の納付を受けた場合は、直ちに納付者に対して領収書を交付しなければならない。ただし、納付者の申出により、領収書の交付を省略することができる。

2 略

(収納金の取扱い)

第19条 略

2 略

3 収納取扱金融機関は、公営企業の収入があったときは、当該収入金をその収入について記載した領収済通知書を添えて速やかに出納取扱金融機関に振り替えなければならない。

4 出納取扱金融機関は、前項の規定により収納取扱金融機関から振り替えられた公営企業の収入及び自ら収納した収入について記載した領収済通知書を速やかに企業出納員に送付しなければならない。

5 略

(納付に使用できる証券)

第22条 公営企業の収入の納入義務者が収入の納付に使用することができる証券は、次に掲げる証券で納付金額を超えないものに限る。

(1)及び(2) 略

(証券の支払拒絶等)

第23条 略

2 企業出納員、現金取扱員及び出納取扱金融機関等は、証券により収入を収納したときは、領収書及び領収済通知書の余白欄に「証券受領」の表示をしなければならない。この場合、収入金の一部が証券をもって納付されたときは、遅滞なく支払

2及び3 略

(納入通知書の送付)

第15条 略

2 略

3 第17条の規定による口座振替の申込みをした納入義務者に対しては、納入に関して記載すべき事項を記録した電磁的記録又は水道料金等口座振替通知書に水道料金等計算書を添えて、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関(以下「出納取扱金融機関等」という。)に送付することにより、納入の通知に代えるものとする。

(領収書の交付)

第18条 企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関等及び法第33条の2の規定に基づき水道事業の業務に係る公金の収納の事務を受託している者(以下「収納事務受託者」という。)は、収入の納付を受けた場合は、直ちに納付者に対して領収書を交付しなければならない。ただし、納付者の申出により、領収書の交付を省略することができる。

2 略

(収納金の取扱い)

第19条 略

2 略

3 収納取扱金融機関は、水道事業の収入があったときは、当該収入金をその収入について記載した収納済通知書を添えて速やかに出納取扱金融機関に振り替えなければならない。

4 出納取扱金融機関は、前項の規定により収納取扱金融機関から振り替えられた水道事業の収入及び自ら収納した収入について記載した収納済通知書を速やかに企業出納員に送付しなければならない。

5 略

(納付に使用できる証券)

第22条 水道事業の収入の納入義務者が収入の納付に使用することができる証券は、次に掲げる証券で納付金額を超えないものに限る。

(1)及び(2) 略

(証券の支払拒絶等)

第23条 略

2 企業出納員、現金取扱員及び出納取扱金融機関等は、証券により収入を収納したときは、領収書及び収納済通知書の余白欄に「証券受領」の表示をしなければならない。ただし、収入金の一部が証券をもって納付されたときは、その証券金額を

人に提示して支払の請求をしなければならない。

- 3 出納取扱金融機関等は、証券により納付又は払込みを受けたときは、遅滞なく当該証券を支払人に提示し、支払を請求しなければならない。
- 4 出納取扱金融機関等は、前項の規定により請求をした証券での支払が拒絶されたときは、直ちに領収済額を取り消すとともに企業出納員にその旨を通知しなければならない。
- 5 企業出納員は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を管理者に通知し、かつ、当該証券により納付又は払込みをした者（次項において「不渡り納付者」という。）に対し、施行令第21条の3第3項の通知をしなければならない。
- 6 管理者は、前項の通知を受けたときは、当初発行した納入通知書と同一内容の納入通知書を再発行し、これに「証券不渡りによる再発行」と表示して不渡り納付者に送付しなければならない。

(支払伝票の発行)

第26条 略

2 略

- 3 企業出納員は、支払伝票に基づいて公営企業の支出の支払をしようとする場合は、前条第1項の支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認した上でなければ支払をしてはならない。

(繰替払)

第27条の3 施行令第21条の8第3号の規定により公共下水道受益者負担金の前納報奨金の支払いは、出納取扱金融機関等にその収納に係る公共下水道事業受益者負担金の収入金を繰り替えて使用させるものとする。

- 2 前項の規定により繰替払をしたときは、正当支出科目から支出し、当該収入科目に収入の手続をしなければならない。

(過誤払金の回収)

第39条 業務課長は、公営企業の支出の支払のうち過払又は誤払となったものがある場合は、過誤払を証する書類に基づいて振替伝票を発行し、決裁を受けなければならない。

2 略

(預り金)

第41条 企業出納員は、保証金その他公営企業の収入に属さない現金を受け入れた場合は、これを預

付記するものとする。

- 3 出納取扱金融機関等は、納入義務者又は企業出納員若しくは現金取扱員から証券により納付又は払込みを受けたときは、遅滞なく支払人に提示して支払を請求しなければならない。
- 4 出納取扱金融機関等は、前項の規定による請求をした証券の支払が拒絶されたときは、直ちに収納済額を取り消すとともに企業出納員にその旨を通知しなければならない。
- 5 企業出納員は、出納取扱金融機関等から前項の規定による通知を受けたときは、直ちに管理者に報告し、かつ、当該証券を納付した納入義務者に対し、施行令第21条の3第3項の規定による通知をしなければならない。
- 6 管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、当初発行した納入通知書と同一内容の納入通知書を再発行し、これに「証券不渡りによる再発行」と表示して納入義務者に送付しなければならない。

(支払伝票の発行)

第26条 略

2 略

- 3 企業出納員は、支払伝票に基づいて水道事業の支出の支払をしようとする場合は、前条第1項の支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認した上でなければ支払をしてはならない。

(過誤払金の回収)

第39条 水道事業の支出の支払のうち過払又は誤払となったものがある場合は、業務課長は、過誤払を証する書類に基づいて振替伝票を発行し、決裁を受けなければならない。

2 略

(預り金)

第41条 企業出納員は、保証金その他水道事業の収入に属さない現金を受け入れた場合は、これを預

<p>り金として次に掲げる区分により整理しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>り金として次に掲げる区分により整理しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>
<p>(預り金の受入れ及び払出し)</p>	<p>(預り金の受入れ及び払出し)</p>
<p>第42条 <u>企業出納員は、預り金の受入れ及び払出しを、公営企業の収入の収納及び支出の支払の例により行わなければならない。</u></p>	<p>第42条 <u>預り金の受入れ及び払出しは、水道事業の収入の収納及び支出の支払の例により行わなければならない。</u></p>
<p>(預り有価証券)</p>	<p>(預り有価証券)</p>
<p>第42条の2 <u>企業出納員は、公営企業の所有に属さない有価証券を受け入れた場合は、預り有価証券としてこれを整理しなければならない。</u></p> <p>2及び3 略</p>	<p>第42条の2 <u>企業出納員は、水道事業の所有に属さない有価証券を受け入れた場合は、預り有価証券としてこれを整理しなければならない。</u></p> <p>2及び3 略</p>
<p>(たな卸資産の貯蔵)</p>	<p>(たな卸資産の貯蔵)</p>
<p>第44条 <u>業務課長は、常に公営企業の業務の執行上必要な量のたな卸資産を貯蔵するように努め、かつ、これを適正に管理しなければならない。</u></p>	<p>第44条 <u>業務課長は、常に水道事業の業務の執行上必要な量のたな卸資産を貯蔵するように努め、かつ、これを適正に管理しなければならない。</u></p>
<p>(発生品)</p>	<p>(発生品)</p>
<p>第52条 <u>主管課長は、第43条各号に掲げる物品で公営企業の資産として計上されていないものを新たに発見した場合は、これを再使用できるものと、不用となり、又は使用にたえなくなったものとの区分し、再使用できるものは、第46条第2号、第47条及び第48条の規定に準じて受け入れなければならない。</u></p> <p>2 略</p>	<p>第52条 <u>主管課長は、第43条各号に掲げる物品で水道事業の資産として計上されていないものを新たに発見した場合は、これを再使用できるものと、不用となり又は使用にたえなくなったものとの区分し、再使用できるものは第46条第2号、第47条及び第48条の規定に準じて受け入れなければならない。</u></p> <p>2 略</p>
<p>(実地たな卸の立会い)</p>	<p>(実地たな卸の立合)</p>
<p>第56条 <u>業務課長は、前条第1項及び第2項の規定により実地たな卸を行う場合は、上下水道局長の指定するたな卸資産の受払に関係のない職員を立ち合わせなければならない。</u></p>	<p>第56条 <u>前条第1項及び第2項の規定により実地たな卸を行う場合は、業務課長は、水道局長の指定するたな卸資産の受払に関係のない職員を立合わせなければならない。</u></p>
<p>(行政財産の使用許可の基準等)</p>	<p>(行政財産の使用許可の基準等)</p>
<p>第76条の2 <u>倉吉市財務規則（平成12年倉吉市規則第30号。以下「財務規則」という。）第148条から第150条までの規定は、管理者が別に定めるものを除き、公営企業の行政財産の使用許可について準用する。</u></p> <p>2 略</p>	<p>第76条の2 <u>倉吉市財務規則（平成12年倉吉市規則第30号。以下「財務規則」という。）第148条から第150条までの規定は、水道事業の行政財産の使用許可について準用する。</u></p> <p>2 略</p>
<p>(予算原案作成方針)</p>	<p>(予算原案作成方針)</p>
<p>第81条 <u>上下水道局長は、翌年度の予算原案作成方針についてあらかじめ管理者の決裁を受けなければならない。</u></p>	<p>第81条 <u>水道局長は、翌年度の予算原案作成方針についてあらかじめ管理者の決裁を受けなければならない。</u></p>
<p>(報告セグメントの区分)</p>	<p>(報告セグメントの区分)</p>
<p>第82条の2 <u>前条の説明書に注記すべきセグメント</u></p>	<p>第82条の2 <u>前条に規定する説明書に注記すべきセ</u></p>

<p>情報に関する注記において、<u>施行規則第40条第2項の規定により企業管理規程で定める報告セグメントの区分は、次の各号に掲げる会計に応じ、それぞれ当該各号に定める事業とする。</u></p> <p>(1) <u>水道事業会計</u> <u>上水道事業及び簡易水道事業</u></p> <p>(2) <u>下水道事業会計</u> <u>公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び林業集落排水事業</u></p> <p>(予算の執行) 第83条 <u>上下水道局長</u>は、予算の区分に従って予算を執行し、<u>企業の適切な経営管理を確保しなければならない。</u></p> <p>(決算の作成) 第87条 <u>公営企業</u>の決算の作成に関する事務は、<u>業務課長が行う。</u></p> <p>(退職給付引当金の計上方法) 第88条の2 <u>退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において全職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当（公営企業において負担すべきものに限る。）の総額による方法をいう。）によるものとする。</u></p>	<p>グメント情報に関する注記において、<u>区分する報告セグメント（水道事業を構成する一定の単位をいう。）は、次の各号に掲げる事業に区分し、その事業の内容は、当該各号に定める業務とする。</u></p> <p>(1) <u>上水道事業</u> <u>次号及び第3号以外の業務</u></p> <p>(2) <u>簡易水道事業</u> <u>倉吉市水道局に対する補助執行に関する規則（平成24年倉吉市規則第12号。次号において「補助執行規則」という。）第2条に規定する事項中、簡易水道事業に係る業務並びに市が実施する市以外の水道事業者の水道の衛生管理及び施設管理に係る業務</u></p> <p>(3) <u>下水道事業</u> <u>補助執行規則第2条に規定する事項中、下水道事業及び集落排水事業に係る業務</u></p> <p>(予算の執行) 第83条 <u>水道局長</u>は、予算の区分に従って予算を執行し<u>企業の適切な経営管理を確保しなければならない。</u></p> <p>(決算の作成) 第87条 <u>水道事業</u>の決算の作成に関する事務は、<u>業務課長が行う。</u></p> <p>(退職給付引当金の計上方法) 第88条の2 <u>退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において全職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当（水道事業において負担すべきものに限る。）の総額による方法をいう。）によるものとする。</u></p>
--	---

(倉吉市水道事業会計規程の一部改正)

第2条 倉吉市水道事業会計規程の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第13条関係）

勘定科目表

(1) 水道事業会計

収益勘定

款	項	目	節
水道事業収益			
	営業収益		
		給水収益	
			水道料金
			量水器使用料
		受託工事収益	

			給水工事収益	
			修繕工事収益	
	その他営業収益			
			材料売却収益	
			加入金	
			手数料	
			受託収益	
			消火栓修繕収益	
			雑収益	
	営業外収益			
		受取利息及び配当金		
				預金利息
				基金利息
				貸付金利息
				有価証券利息
				配当金
		消費税及び地方消費税還付金		
		他会計補助金		
			一般会計補助金	
		長期前受金戻入		
		雑収益		
				有価証券売却収益
				不用品売却収益
				発生品組替益
			その他雑収益	
	特別利益			
	固定資産売却益			
	過年度損益修正益			
	その他特別利益			

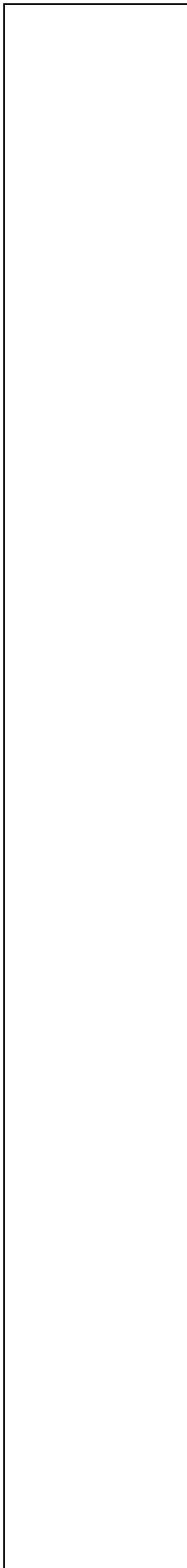
費用勘定

款	項	目	節
水道事業費用			
	営業費用		
		原水及び浄水費	
			給料
			手当
			賞与引当金繰入額
		法定福利費	

--

	法定福利費引当金繰入額
	旅費
	被服費
	備用品費
	燃料費
	光熱水費
	印刷製本費
	通信運搬費
	委託料
	手数料
	賃借料
	修繕費
	修繕引当金繰入額
	特別修繕引当金繰入額
	工事請負費
	路面復旧費
	動力費
	薬品費
	材料費
	補償金
	負担金
	受水費
	公課費
	雑費
配水及び給水費	
	給料
	手当
	賞与引当金繰入額
	法定福利費
	法定福利費引当金繰入額
	旅費
	被服費
	備用品費
	燃料費
	光熱水費
	印刷製本費
	通信運搬費
	委託料
	手数料





	賃借料
	修繕費
	修繕引当金繰入額
	特別修繕引当金繰入額
	工事請負費
	路面復旧費
	動力費
	薬品費
	材料費
	補償金
	公課費
	雑費
受託工事費	
	給料
	手当
	賞与引当金繰入額
	法定福利費
	法定福利費引当金繰入額
	旅費
	被服費
	備用品費
	燃料費
	手数料
	賃借料
	修繕費
	工事請負費
	路面復旧費
	材料費
	補償金
	公課費
	雑費
業務費	
	給料
	手当
	賞与引当金繰入額
	法定福利費
	法定福利費引当金繰入額
	旅費
	報償費

--

	被服費
	備用品費
	燃料費
	印刷製本費
	通信運搬費
	委託料
	手数料
	賃借料
	修繕費
	補償金
	負担金
	公課費
	雑費
	総係費
給料	
手当	
賞与引当金繰入額	
報酬	
法定福利費	
法定福利費引当金繰入額	
旅費	
退職給付費	
報償費	
被服費	
備用品費	
燃料費	
光熱水費	
印刷製本費	
通信運搬費	
広告料	
委託料	
手数料	
賃借料	
修繕費	
修繕引当金繰入額	
特別修繕引当金繰入額	
工事請負費	
材料費	
交際費	

		補償金
		研修費
		食糧費
		厚生費
		会費及び負担金
		保険料
		公課費
		貸倒引当金繰入額
		雑費
	減価償却費	
		有形固定資産減価償却費
		無形固定資産減価償却費
	資産減耗費	
		固定資産除却費
		たな卸資産減耗費
	その他営業費用	
		材料売却原価
		雑支出
営業外費用		
	支払利息及び企業債取扱諸費	
		企業債利息
		借入金利息
		企業債手数料及び取扱費
	消費税及び地方消費税	
	雑支出	
		不用品売却原価
		その他雑支出
特別損失		
	固定資産売却損	
	減損損失	
	災害による損失	
	過年度損益修正損	
	その他特別損失	

資産勘定

款	項	目	節
固定資産			
	有形固定資産		
		土地	

		事務所用地
		施設用地
		その他土地
	建物	
		事務所建物
		施設用建物
		その他建物
	建物減価償却累計額	
	構築物	
		取水設備
		集水埋管
		配水池
		送水管
		配水管
		その他構築物
	構築物減価償却累計額	
	機械及び装置	
		電気設備
		内燃設備
		ポンプ設備
		滅菌設備
		量水器
		水位計
		その他機械装置
機械及び装置減価償却累計額		
車両運搬具		
	自動車	
	その他車両	
車両運搬具減価償却累計額		
工具、器具及び備品		
	工具、器具	
	備品	
工具、器具及び備品減価償却累計額		
リース資産		
リース資産減価償却累計額		
建設仮勘定		
その他有形固定資産		
その他有形固定資産減価償		

		却累計額	
	無形固定資産		
		水利権	
		借地権	
		地上権	
		特許権	
		施設利用権	
		電話加入権	
		リース資産	
		その他無形固定資産	
	投資その他の資産		
		投資有価証券	
			地方債
			国債
			株式
			社債
			その他有価証券
		出資金	
		長期貸付金	
			一般貸付金
			他会計貸付金
		貸倒引当金	
		基金	
		その他投資	
		減価償却累計額	
流動資産			
	現金・預金		
		現金	
			現金
			普通預金
			当座預金
			別段預金
		預金	
			定期預金
			通知預金
	未収金		
		営業未収金	
			未収給水収益
			未収受託工事収益

		その他営業収益未収金
	営業外未収金	
		未収受取利息
		その他営業外未収金
	その他未収金	
貸倒引当金		
有価証券		
	有価証券	
		所有有価証券
受取手形		
貸倒引当金		
貯蔵品		
	原材料	
		水管類
		材料
	消耗品	
		消耗物品
	その他貯蔵品	
		発生品
		撤去品
短期貸付金		
	一般短期貸付金	
	他会計貸付金	
貸倒引当金		
前払費用		
	前払費用	
		未経過保険料
	その他前払費用	
前払金		
	前払金	
		旅費概算金
		工事前払金
		その他前払金
	仮払金	
	前払消費税及び地方消費税	
未収収益		
貸倒引当金		
その他流動資産		
	保管有価証券	

		仮払消費税及び地方消費税	
		特定収入仮払消費税及び地方消費税	
		その他雑流動資産	

資本勘定

款	項	目	節
資本金			
	資本金		
		資本金	
			固有資本金
			他会計出資金
			組入資本金
剰余金			
	資本剰余金		
		再評価積立金	
		国県補助金	
			国庫補助金
			県補助金
		他会計補助金	
		受贈財産評価額	
		寄附金	
		工事負担金	
		保険差益	
		その他資本剰余金	
	利益剰余金		
		減債積立金	
		利益積立金	
		建設改良積立金	
		当年度未処分利益剰余金 (当年度未処理欠損金)	
			繰越利益剰余金年度末残高 (繰越欠損金年度末残高)
			当年度純利益 (当年度純損失)

負債勘定

款	項	目	節
固定負債			
	企業債		
		建設改良費等の財源に充てるための企業債	

		その他の企業債	
	他会計借入金		
		建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	
		その他の長期借入金	
	リース債務		
	引当金		
		退職給付引当金	
		特別修繕引当金	
	その他固定負債		
流動負債			
	一時借入金		
		一時借入金	
			一時借入金
			起債前借金
	企業債		
		建設改良費等の財源に充てるための企業債	
		その他の企業債	
	他会計借入金		
		建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	
		その他の長期借入金	
	リース債務		
	未払金		
		営業未払金	
			物品購入未払金
			工事未払金
			修繕未払金
			その他営業未払金
		営業外未払金	
			未払消費税及び地方消費税
			その他営業外未払金
		その他未払金	
			たな卸資産購入未払金
			固定資産購入未払金
			その他未払金
	未払費用		
		未払費用	
			未払人件費



		未払賃借料
		未払食糧費
		その他未払費用
前受金		
	営業前受金	
		前受水道料金
		工事予納金
		その他営業前受金
	営業外前受金	
	その他前受金	
前受収益		
引当金		
	賞与引当金	
	法定福利費引当金	
	修繕引当金	
預り金		
	預り保証金	
		入札保証金
		契約保証金
		その他保証金
	預り諸税等	
		源泉徴収所得税預り金
		共済組合掛金・各種保険料 預り金
	その他預り金	
		諸還付預り金
		その他預り金
その他流動負債		
	仮受消費税及び地方消費税	
	仮受金	
	その他流動負債	
繰延収益		
長期前受金		
	再評価積立金	
	再評価積立金収益化累計額	
	国県補助金	
		国庫補助金
		県補助金
	国県補助金収益化累計額	

	他会計補助金	
	他会計補助金収益化累計額	
	受贈財産評価額	
	受贈財産評価額収益化累計額	
	寄附金	
	寄附金収益化累計額	
	工事負担金	
	工事負担金収益化累計額	
	保険差益	
	保険差益収益化累計額	
	その他長期前受金	
	その他長期前受金収益化累計額	

(2) 下水道事業会計

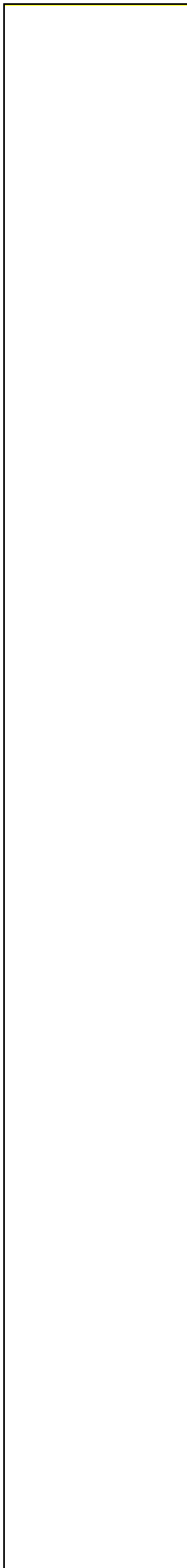
収益勘定

款	項	目	節
下水道事業収益			
	営業収益		
		下水道使用料	
		雨水処理負担金	
		受託工事収益	
		その他営業収益	
			材料売却収益
			手数料
			受託収益
			雑収益
	営業外収益		
		受取利息及び配当金	
			預金利息
			基金利息
			貸付金利息
			有価証券利息
			配当金
		消費税及び地方消費税還付金	
		国庫補助金	
		県補助金	
		他会計補助金	

			一般会計補助金
		長期前受金戻入	
		雑収益	
			有価証券売却収益
			不用品売却収益
			発生品組替益
			その他雑収益
	特別利益		
		固定資産売却益	
		過年度損益修正益	
	その他特別利益		

費用勘定

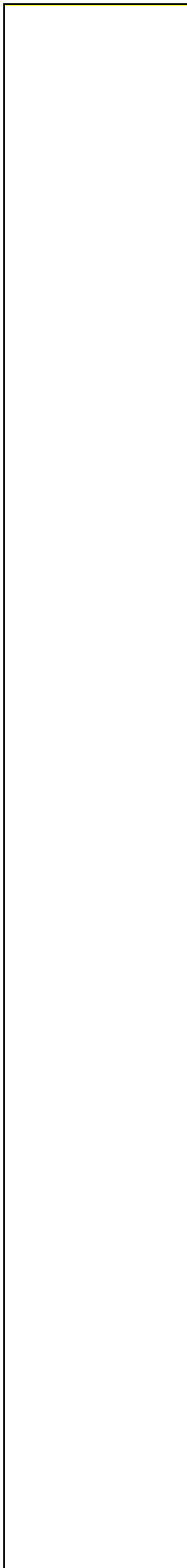
款	項	目	節
下水道事業費用			
	営業費用		
		管渠費	
			給料
			手当
			賞与引当金繰入額
			法定福利費
			法定福利費引当金繰入額
			旅費
			被服費
			備用品費
			燃料費
			光熱水費
			印刷製本費
			通信運搬費
			委託料
			手数料
			賃借料
			修繕費
			修繕引当金繰入額
			特別修繕引当金繰入額
			工事請負費
			路面復旧費
			材料費
			補償金
			公課費



	雑費
ポンプ場費	
	給料
	手当
	賞与引当金繰入額
	法定福利費
	法定福利費引当金繰入額
	旅費
	被服費
	備用品費
	燃料費
	光熱水費
	印刷製本費
	通信運搬費
	委託料
	手数料
	賃借料
	修繕費
	修繕引当金繰入額
	特別修繕引当金繰入額
	工事請負費
	動力費
	材料費
	補償金
	公課費
	雑費
処理場費	
	給料
	手当
	賞与引当金繰入額
	法定福利費
	法定福利費引当金繰入額
	旅費
	被服費
	備用品費
	燃料費
	光熱水費
	印刷製本費
	通信運搬費

--

	委託料
	手数料
	賃借料
	修繕費
	修繕引当金繰入額
	特別修繕引当金繰入額
	工事請負費
	動力費
	薬品費
	材料費
	補償金
	公課費
	雑費
受託工事費	
	備用品費
	燃料費
	手数料
	賃借料
	修繕費
	工事請負費
	路面復旧費
	材料費
	補償金
	公課費
	雑費
水洗化普及費	
	給料
	手当
	賞与引当金繰入額
	法定福利費
	法定福利費引当金繰入額
	旅費
	被服費
	備用品費
	燃料費
	印刷製本費
	通信運搬費
	委託料
	手数料



	賃借料
	修繕費
	補償金
	公課費
	雑費
業務費	
	給料
	手当
	賞与引当金繰入額
	法定福利費
	法定福利費引当金繰入額
	旅費
	報償費
	被服費
	備用品費
	燃料費
	印刷製本費
	通信運搬費
	委託料
	手数料
	賃借料
	修繕費
	補償金
	負担金
	公課費
	雑費
総係費	
	給料
	手当
	賞与引当金繰入額
	報酬
	法定福利費
	法定福利費引当金繰入額
	旅費
	退職給付費
	報償費
	被服費
	備用品費
	燃料費

		光熱水費
		印刷製本費
		通信運搬費
		広告料
		委託料
		手数料
		賃借料
		修繕費
		修繕引当金繰入額
		特別修繕引当金繰入額
		工事請負費
		材料費
		交際費
		補償金
		研修費
		食糧費
		厚生費
		会費及び負担金
		保険料
		公課費
		貸倒引当金繰入額
		雑費
	流域下水道管理運営費負担金	
		負担金
	減価償却費	
		有形固定資産減価償却費
		無形固定資産減価償却費
	資産減耗費	
		固定資産除却費
		たな卸資産減耗費
	その他営業費用	
		材料売却原価
		雑支出
営業外費用		
	支払利息及び企業債取扱諸費	
		企業債利息
		借入金利息
		企業債手数料及び取扱費

		消費税及び地方消費税	
		雑支出	
			不用品売却原価
			その他雑支出
	特別損失		
		固定資産売却損	
		減損損失	
		災害による損失	
		過年度損益修正損	
		その他特別損失	

資産勘定

款	項	目	節
固定資産			
	有形固定資産		
		土地	
			事務所用地
			施設用地
			その他土地
		建物	
			事務所建物
			ポンプ場建物
			処理場建物
			建物附属設備
			その他建物
		建物減価償却累計額	
		構築物	
			管渠等排水施設
			ポンプ場施設
			処理場施設
			その他構築物
		構築物減価償却累計額	
		機械及び装置	
			管渠用電気設備
	ポンプ場用電気設備		
	処理場用電気設備		
	管渠用機械設備		
	ポンプ場用機械設備		
	処理場用機械設備		
	その他機械装置		



	機械及び装置減価償却累計額	
	車両運搬具	
		自動車
		その他車両
	車両運搬具減価償却累計額	
	工具、器具及び備品	
		工具、器具
		備品
	工具、器具及び備品減価償却累計額	
	リース資産	
	リース資産減価償却累計額	
	建設仮勘定	
	その他有形固定資産	
	その他有形固定資産減価償却累計額	
無形固定資産		
	借地権	
	地上権	
	特許権	
	施設利用権	
	電話加入権	
	リース資産	
	その他無形固定資産	
投資その他の資産		
	投資有価証券	
		地方債
		国債
		株式
		社債
		その他有価証券
	出資金	
	長期貸付金	
		一般貸付金
		他会計貸付金
	貸倒引当金	
	基金	
	その他投資	
	減価償却累計額	

流動資産			
	現金・預金		
		現金	
			現金
			普通預金
			当座預金
			別段預金
		預金	
			定期預金
			通知預金
	未収金		
		営業未収金	
			未収下水道使用料
			未収受託工事収益
			その他営業収益未収金
		営業外未収金	
			未収受取利息
			その他営業外未収金
		その他未収金	
	貸倒引当金		
	有価証券		
		有価証券	
			所有有価証券
	受取手形		
	貸倒引当金		
	貯蔵品		
		原材料	
			材料
		消耗品	
			消耗物品
		その他貯蔵品	
			発生品
			撤去品
	短期貸付金		
		一般短期貸付金	
		他会計貸付金	
	貸倒引当金		
	前払費用		
		前払費用	

			未経過保険料
		その他前払費用	
前払金			
	前払金		
			旅費概算金
			工事前払金
			その他前払金
	仮払金		
	前払消費税及び地方消費税		
未収収益			
貸倒引当金			
その他流動資産			
	保管有価証券		
	仮払消費税及び地方消費税		
	特定収入仮払消費税及び地方消費税		
	その他雑流動資産		

資本勘定

款	項	目	節
資本金			
	資本金		
		資本金	
			固有資本金
			他会計出資金
			組入資本金
剰余金			
	資本剰余金		
		再評価積立金	
		国庫補助金	
			国庫補助金
			県補助金
		他会計補助金	
		受贈財産評価額	
		寄附金	
		工事負担金	
		保険差益	
		その他資本剰余金	
	利益剰余金		
		減債積立金	

		利益積立金	
		建設改良積立金	
		当年度未処分利益剰余金 (当年度未処理欠損金)	
			繰越利益剰余金年度末残高 (繰越欠損金年度末残高)
			当年度純利益 (当年度純損失)

負債勘定

款	項	目	節
固定負債			
	企業債		
		建設改良費等の財源に充てるための企業債	
		その他の企業債	
	他会計借入金		
		建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	
		その他の長期借入金	
	リース債務		
	引当金		
		退職給付引当金	
		特別修繕引当金	
	その他固定負債		
流動負債			
	一時借入金		
		一時借入金	
			一時借入金
			起債前借金
	企業債		
		建設改良費等の財源に充てるための企業債	
		その他の企業債	
	他会計借入金		
		建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	
		その他の長期借入金	
	リース債務		
	未払金		
		営業未払金	

		物品購入未払金
		工事未払金
		修繕未払金
		その他営業未払金
	営業外未払金	
		未払消費税及び地方消費税
		その他営業外未払金
	その他未払金	
		たな卸資産購入未払金
		固定資産購入未払金
		その他未払金
未払費用		
	未払費用	
		未払人件費
		未払賃借料
		未払食糧費
		その他未払費用
前受金		
	営業前受金	
	営業外前受金	
	その他前受金	
前受収益		
引当金		
	賞与引当金	
	法定福利費引当金	
	修繕引当金	
預り金		
	預り保証金	
		入札保証金
		契約保証金
		その他保証金
	預り諸税等	
		源泉徴収所得税預り金
		共済組合掛金・各種保険料 預り金
	その他預り金	
		諸還付預り金
		その他預り金
その他流動負債		

		仮受消費税及び地方消費税	
		仮受金	
		その他流動負債	
繰延収益			
	長期前受金		
		再評価積立金	
		再評価積立金収益化累計額	
		国県補助金	
			国庫補助金
			県補助金
		国県補助金収益化累計額	
		他会計補助金	
		他会計補助金収益化累計額	
		受贈財産評価額	
		受贈財産評価額収益化累計額	
		寄附金	
		寄附金収益化累計額	
		受益者負担金及び分担金	
			受益者負担金
			受益者分担金
		受益者負担金及び分担金収益化累計額	
		工事負担金	
		工事負担金収益化累計額	
		保険差益	
		保険差益収益化累計額	
		その他長期前受金	
		その他長期前受金収益化累計額	

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の第82条の2及び別表の規定は、令和2年度以後の予算及び決算について適用し、令和元年度以前の予算及び決算については、なお従前の例による。